

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和5年10月10日

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 龍夫

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理部長

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理部長

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社は、令和5年9月20日付で札幌地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の第5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

提起があった裁判所 札幌地方裁判所
提起された日 令和5年9月20日
当社への訴状送達日 令和5年10月2日

(2) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

訴訟提起者 : 余湖亮友(以下、原告といたします。)
住所 : 北海道札幌市白石区

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の原因及び提起に至った経緯

原告が、当社と雇用契約を締結していた令和4年8月1日から令和5年4月30日までの未払賃金及び遅延損害金の請求ならびに労働基準法114条に基づく付加金請求権に基づき、令和4年8月1日から令和5年4月30日までの未払法外残業代及び遅延損害金を請求するものである。

訴訟の内容

訴訟の内容 : 未払賃金等請求事件

訴訟物の価額 : 263万5,210円

申立手数料 : 1万9,000円

(4) 当社の対応及び今後の見通し

当社といたしましては、原告が主張する未払賃金・未払法外残業代はないものと考えており、裁判で当社の考えを主張し、正当性を明らかにしていく所存です。

なお、本件訴訟による当社業績への影響等は現時点では不明ですが、今後の進捗に伴い、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。